

○第6回農薬第五専門調査会（非公開）

日時：令和2年12月16日（水）14：00～16：44

議事概要：

（1）ポリオキシシン（ポリオキシシンD亜鉛塩及びポリオキシシン複合体）

・審議の結果、ポリオキシシンD亜鉛塩の許容一日摂取量（ADI）を7.2 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、ポリオキシシン複合体の許容一日摂取量（ADI）を2.5 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、きゅうり、キャベツ等（ポリオキシシンD亜鉛塩）、りんご、なし等（ポリオキシシン複合体）に使用します。今回、食用ぎく、パセリ等への適用拡大申請の要請がされています（ポリオキシシン複合体）。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。